

原子力規制委員会設置法案 新旧対照表

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>〔内閣官房副長官等の出席〕</p> <p>第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>	<p>〔内閣官房副長官等の出席〕</p> <p>第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>

改正案	現行
<p>（鉱務監督官）</p> <p>第四十六条 産業保安院及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。</p> <p>（鉱山保安協議会）</p> <p>第五十一条 産業保安院に中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（厚生労働大臣の勧告等）</p> <p>第五十八条 厚生労働大臣は、鉱山における危害の防止に関し、経済産業大臣に勧告することができる。</p> <p>2 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十七条第二項に規定する労働基準主管局長は、鉱山における危害の防止に関し、産業保安院長に勧告することができる。</p>	<p>（鉱務監督官）</p> <p>第四十六条 原子力安全・保安院及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。</p> <p>（鉱山保安協議会）</p> <p>第五十一条 原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（厚生労働大臣の勧告等）</p> <p>第五十八条 厚生労働大臣は、鉱山における危害の防止に関し、経済産業大臣に勧告することができる。</p> <p>2 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十七条第二項に規定する労働基準主管局長は、鉱山における危害の防止に関し、原子力安全・保安院長に勧告することができる。</p>

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十条関係）（傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

（目的及び適用範囲）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 一十四（略）

一 一十四（略）

十四の二 原子力規制委員会の委員長及び委員

（新設）

十五 一十六（略）

十五 一十六（略）

一十七 削除

一十七 原子力安全委員会の常勤の委員

一十八 一五十三

一十八 一五十三

一五十四 削除

一五十四 原子力安全委員会の非常勤の委員

一五五以下（略）

一五五以下（略）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	一、四三四、〇〇〇円

官職名	俸給月額
(略)	(略)
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	一、四三四、〇〇〇円

<p>公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報官及び 内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>(略)  一、一九八、〇〇〇円</p>
<p>(略) 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 (削る) 情報公開・個人情報保護審査会の常 勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p>	<p>(略)</p>

<p>公正取引委員会委員長 (新設) 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報官及び 内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 (新設) 式部官長</p>	<p>(略)  一、一九八、〇〇〇円</p>
<p>(略) 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常 勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p>	<p>(略)</p>

<p>地方財政審議会委員</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員</p> <p>電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員</p> <p>宇宙開発委員会の常勤の委員</p> <p>労働保険審査会の常勤の委員</p> <p>社会保険審査会委員</p> <p>運輸審議会の常勤の委員</p> <p>土地鑑定委員会の常勤の委員</p> <p>公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九三一、〇〇〇円</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>地方財政審議会委員</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員</p> <p>電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員</p> <p>宇宙開発委員会の常勤の委員</p> <p>労働保険審査会の常勤の委員</p> <p>社会保険審査会委員</p> <p>運輸審議会の常勤の委員</p> <p>土地鑑定委員会の常勤の委員</p> <p>公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九三一、〇〇〇円</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。</p> <p>2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行つものとする。</p> <p>第一章の二 原子力規制委員会</p> <p>第三条の二 原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。</p> <p>第二章 原子力委員会</p> <p>（設置）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 原子力委員会及び原子力安全委員会</p> <p>（設置）</p>

<p>第四条 原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行 政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第五条 原子力委員会は、原子力利用に関する事項（安全の確保の ための規制の実施に関する事項を除く。）について企画し、審議し、 及び決定する。</p> <p>(削る)</p> <p>(組織、運営及び権限)</p> <p>第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律 で定める。</p>	<p>第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に 遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力 委員会及び原子力安全委員会を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事 項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。）につい て企画し、審議し、及び決定する。</p> <p>2  原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事 項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及 び決定する。</p> <p>(組織、運営及び権限)</p> <p>第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会の組織、運営及び権限 については、別に法律で定める。</p>
---	--

改正案

現行

<p>原子力委員会設置法</p>	<p>原子力委員会及び原子力安全委員会設置法</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 所掌事務及び組織（第二条 第十二条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 委員会と関係行政機関等との関係（第二十三条 第二十六条）</p> <p>第五章 補則（第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第二章 所掌事務及び組織</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項（原子力規制委員会の所掌に属するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 原子力委員会（第二条 第十二条）</p> <p>第三章 原子力安全委員会（第十三条 第二十二条）</p> <p>第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との関係（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第五章 補則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。</p> <p>第二章 原子力委員会</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 原子力委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。</p>



一～三 (略)

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に關すること。

五～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に關する重要事項に關すること。

第三章 削除

第十三条から第二十一条まで 削除

一～三 (略)

四 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること(原子力安全委員会の所掌に屬するものを除く。)

五～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に關する重要事項に關すること(原子力安全委員会の所掌に屬するものを除く。)

第三章 原子力安全委員会

(所掌事務)

第十三条 原子力安全委員会(以下この章において「委員会」といふ。)は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

一 原子力利用に關する政策のうち、安全の確保のための規制に關する政策に關すること。

二 核燃料物質及び原子炉に關する規制のうち、安全の確保のための規制に關すること。

三 原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること。

四 放射性降下物による障害の防止に關する対策の基本に關すること。

五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に關する重要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。

2| 委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十六条の二第一項の規定により受けた申告について調査し、関係行政機関の長に対して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（組織）

第十四条 委員会は、委員五人をもって組織する。

2| 委員のうち一人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第十五条 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2| 第四条の規定は、委員長について準用する。

（原子炉安全専門審査会）

第十六条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する原子炉安全専門審査会を置く。

2| 原子炉安全専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十七条 審査委員は、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

2| 審査委員は、非常勤とする。

3| 審査委員の任期は、二年とする。

4| 審査委員は、再任されることとされる。

第十八条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。

2| 会長は、会務を総理する。

3| 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

(核燃料安全専門審査会)

第十九条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する核燃料安全専門審査会を置く。

2| 核燃料安全専門審査会は、委員長の指示があつた場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

(緊急事態応急対策調査委員)

第二十条の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第四項並びに第二十条第五項及び第六項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」といふ。)を置く。

2| 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3| 調査委員は、非常勤として、その任期は、二年とする。

4| 調査委員は、再任されることができる。

(事務局)

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置

く。

2| 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3| 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4| 事務局の内部組織は、政令で定める。

(準用)

第二十二条 第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は委員会の委員について、第八条の規定は委員会の会議について準用する。

第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関

等との関係

(勧告)

第二十四条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二十条各号又は第十三条第一項各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(報告等)

第二十五条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

第四章 委員会と関係行政機関等との関係

(勧告)

第二十四条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(報告等)

第二十五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができる

ほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(削る)

(原子力規制委員会への通知等)

第二十六条 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に関する事項について企画し、又は審議したときは、その旨及び内容を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に関する事項について決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(連絡)

第二十六条 原子力委員会及び原子力安全委員会は、その所掌事務の遂行について、原子力利用が円滑に行われるように相互に緊密な連絡をとるものとする。

(新設)

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、原子力委員会及び原子力安全委員会に関し必要な事項は、政令で定める。